

# 公害・環境関連年表

(昭和45年以降)

年	月	主 要 事 項
昭和45年	2月 4月 6月 7月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一酸化炭素に係る環境基準の設定</li> <li>* 公共用水域の水質に係る環境基準の設定</li> <li>* 東京都、公害防止条例施行</li> <li>* 公害紛争処理法の公布（11月1日施行）</li> <li>* 厚生省、安中のカドミウムの安全基準を策定</li> <li>* 東京都で光化学スモッグ被害発生</li> <li>* 第64国会で14法律の制定、改正 公害対策基本法の改正（12月25日施行） 水質汚濁防止法の制定（昭和46年6月24日施行） 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の制定（昭和46年4月1日施行）</li> <li>* アメリカで改正大気清浄法（マスキー法）成立</li> </ul>
昭和46年	2月 3月 5月 6月 7月 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 農林省、有機塩素系農薬の使用を制限</li> <li>* 政府、DDTの使用を制限</li> <li>* 騒音に係る環境基準を閣議決定</li> <li>* 悪臭防止法の公布（昭和47年5月31日施行）</li> <li>* 環境庁発足（1日）</li> <li>* 全国公害研協議会の結成</li> </ul>
昭和47年	2月 6月 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* OECD 環境委員会で、汚染原因者負担の原則（P. P. P.）を盛り込んだ綱領を採択</li> <li>* 国連人間環境会議、ストックホルムで開催。毎年6月5日を世界環境デーとすることを決議</li> <li>* 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正（無過失損害賠償責任制度の導入）と公布（10月1日施行）</li> <li>* 自然環境保全法の公布（昭和48年4月12日施行）</li> <li>* イタイイタイ病訴訟控訴審判決（名古屋高裁）</li> </ul>
昭和48年	3月 4月 5月 6月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 水俣病訴訟判決（熊本地裁）</li> <li>* ガソリン・LPG車の排出ガスに係る48年度規制の実施</li> <li>* 大気汚染物質に係る環境基準の設定（二酸化窒素、光化学オキシダント）</li> <li>* 厚生省、魚介類の水銀暫定許容基準の設定</li> <li>* 瀬戸内海環境保全特別措置法の公布（11月2日施行）</li> <li>* 公害健康被害補償法の公布（昭和49年9月1日施行）</li> <li>* 航空機騒音に係る環境基準の設定</li> </ul>
昭和49年	2月 3月 7月 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 大阪国際空港公害訴訟第一審判決（大阪地裁）</li> <li>* 名古屋新幹線公害訴訟提訴</li> <li>* 首都圏一円に酸性雨の被害</li> <li>* ディーゼル車の排出ガスに係る49年度規制の実施</li> </ul>

公害・環境関連年表

年	月	主 要 事 項
昭和50年	4月 7月 11月	*ガソリン・LPG車の排出ガスに係る50年度規制の実施 *新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定 *大阪国際空港公害訴訟控訴審判決（大阪高裁）
昭和51年	1月 4月 6月 9月 11月	*大型・中型トラック、バス等の加速騒音に係る51年度規制の実施 *全国公害研協議会、「全国公害研究会誌」を創刊 *ガソリン・LPG乗用車の窒素酸化物に係る51年度規制の実施 *振動規制法の公布（12月1日施行） *川崎市、川崎市環境影響評価に関する条例の公布 *OECD環境委員会、東京で開催
昭和52年	1月 3月 8月 11月 12月	*乗用車及び小型トラック・バスの加速走行騒音に係る52年度規制の実施 *中央公害対策審議会、「環境保全長期計画（公害の防止）」を答申 *重量ガソリン・LPG車、ディーゼル車（バス・トラック）の窒素酸化物に係る52年度規制の実施 *「第3次全国総合開発計画」の閣議決定 *中央公害対策審議会、「水質総量規制制度のあり方」を答申
昭和53年	3月 4月 6月 7月 8月 9月	*中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申 *ガソリン・LPG乗用車の窒素酸化物に係る53年度規制の実施 *「瀬戸内海環境保全基本計画」の閣議決定 *瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部改正（水質総量規制制度の導入）と公布（昭和45年6月施行） *二酸化窒素に係る環境基準の改定告示 *環境庁、南アルプス・スーパー林道の一部建設に同意 *環境庁、本州四国連絡橋（児島・坂出ルート）建設に同意
昭和54年	1月 3月 4月 6月 10月	*ガソリン・LPG車（バス・トラック）の窒素酸化物及び加速走行騒音に係る54年度規制の実施 *中央公害対策審議会、「いわゆる水質総量規制指針について」を答申 *ディーゼル車（バス・トラック）の窒素酸化物及び加速走行騒音に係る54年度規制の実施 *中央公害対策審議会、「環境影響評価制度のあり方について」を答申 *内閣総理大臣、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減基本方針を策定 *滋賀県、琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例を公布（昭和55年7月1日施行）
昭和55年	3月 9月 10月	*内閣総理大臣、水質総量規制で20都府県のCODに係る総量削減計画を承認 *名古屋新幹線公害訴訟判決（名古屋地裁） *伊達火力発電所建設差止め環境権訴訟判決（札幌地裁） *東京都、東京都環境影響評価条例を公布（10月20日） *神奈川県、神奈川県環境影響評価条例を公布（10月20日）

公害・環境関連年表

年	月	主 要 事 項
昭和56年	1月 3月 6月 9月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 軽量ガソリン車の窒素酸化物に係る56年度規制の実施</li> <li>* 中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度のあり方」を答申</li> <li>* 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の適用期限の10年延長を公布</li> <li>* 大気汚染防止法施行令の一部改正（窒素酸化物に係る総量規制制度の導入）と公布</li> <li>* 22都道府県による湖沼サミット（湖沼環境保全知事懇談会）、東京で開催</li> <li>* 京都市、「飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」を公布（昭和57年4月1日施行）</li> <li>* 大阪国際空港公害訴訟上告審判決（最高裁）</li> <li>* 茨城県、「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を公布（昭和57年9月1日全面施行）</li> </ul>
昭和57年	1月 5月 7月 9月 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 重量ガソリン車、ディーゼル車（副室式）の窒素酸化物に係る57年度規制の実施</li> <li>* 環境庁、ばいじんの排出基準の規制強化の改定を発表（新施設は6月1日施行）</li> <li>* 田子の浦ヘドロ公害訴訟上告審判決（最高裁）</li> <li>* 環境庁、悪臭測定法の一つの「3点比較式臭袋法」による基準値としての臭気濃度をまとめ、全国都道府県と10大市に通知</li> <li>* 内閣総理大臣、東京等11地域を対象とする公害防止計画の5年間延長（61年度まで）を決定し、新計画の策定を指示</li> <li>* 中央公害対策審議会、「湖沼の窒素、リンに関する環境基準」を答申</li> </ul>
昭和58年	3月 4月 7月 8月 9月 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認</li> <li>* 自然環境保全審議会、自然保護のため南硫黄島を立入り禁止区域とすることを決定</li> <li>* 中央公害対策審議会、交通公害対策（物資流通体系の変更など）を答申</li> <li>* 環境庁、奥鬼怒スーパー林道の延長をマイカー抜き条件で同意</li> <li>* ディーゼル車（直噴式）の窒素酸化物に係る58年度規制の実施</li> <li>* 環境庁、石炭ボイラーのNO<sub>x</sub>排出規制強化の排出基準を公布、施行</li> <li>* 田子の浦ヘドロ公害訴訟、東京高裁で和解成立</li> </ul>
昭和59年	3月 6月 7月 8月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 大阪国際空港公害4次・5次訴訟、大阪地裁で和解成立</li> <li>* 全国都市清掃会議、使用済乾電池処理の抜本策を国に要望</li> <li>* 湖沼水質保全特別措置法の公布（昭和60年3月21日施行）</li> <li>* 「環境影響評価実施要綱」を閣議決定</li> <li>* 内閣総理大臣、仙台湾など8地域の公害防止地域指定を5年延長することを決定</li> <li>* 環境庁、カラオケ騒音対策に係る技術指針を作成</li> <li>* 中央公害対策審議会、「いわゆる湖沼法の適用に当たっての湖沼水質保全基本方針」を答申</li> </ul>
昭和60年	3月 5月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 環境庁、名水百選を発表</li> <li>* 水質汚濁防止法施行令の一部改正（湖沼の窒素、リンの排水規制）</li> <li>* 環境庁、「湖沼法」適用の第一号に手賀沼など5湖沼を決定</li> <li>* 豊前火力発電所環境権訴訟上告審判決（最高裁）</li> </ul>

公害・環境関連年表

年	月	主 要 事 項	
昭和61年	1月	*環境庁、市街地土壌汚染問題検討会が市街地汚染土壌判定のための暫定基準と処理対策の指針を策定	
	3月	*内閣総理大臣、第3次公害防止計画新5か年計画（生活雑排水処理や湖沼の富栄養化対策が重点）を承認	
	9月	*安中公害訴訟和解成立、公害防止協定を締結、調印	
	10月	*ディーゼル乗用車の排出ガスに係る61年度規制の実施	
	10月	*中央公害対策審議会、「東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に係る水質総量規制の業種別の排水基準の強化」を答申	
昭和62年	1月	*環境庁、関西新空港の埋立に同意 *自動車排出ガス規制（トラック、バス等対象）に係る新規制基準を告示 *政府、64年度を目標年度とする新しい水質総量規制方針（COD12%削減）を決定 *内閣総理大臣、札幌など7地域の第3次公害防止5か年計画を承認	
	2月	*国連環境特別委員会、東京で開催、「環境保全に配慮しながら持続的開発を目指す」東京宣言を採択	
	3月	*環境庁環境技術会議、「先端技術時代に対応した環境保全の新たな方向」と題した報告書を発表	
	4月	*内閣総理大臣、関係20都府県が策定した水質総量規制計画を承認	
	6月	*「第4次全国総合開発計画」の閣議決定	
	7月	*環境庁、拡声器騒音対策検討会を設置 *釧路湿原、国立公園に指定	
	9月	*公害健康被害補償法の一部改正（大気汚染地域指定の解除）、国会で成立	
	10月	*「大気汚染防止法施行令の一部を改正する条例」の公布 *ガスタービン・ディーゼル機関を規制対象施設に追加	
	昭和63年	2月	*中央公害対策審議会、「オゾン層保護のための制度の基本的な在り方」を答申
		3月	*改正公害健康被害補償法の施行（3月1日） *内閣総理大臣、第2、3次地域（東京地域等11地域）公害防止計画を承認 *水俣病刑事裁判上告審判決（最高裁） *環境庁、「窒素酸化物削減のための大都市自動車交通対策計画」を策定 *内閣総理大臣、大都市圏を中心とした地域の第4次公害防止5か年計画を承認
5月		*63年版環境白書「地球環境の保全に向けての我が国の貢献」の公表 *「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（いわゆるフロン規制法）」の公布（7月施行）	
6月		*環境庁、ディーゼル乗用車のNO <sub>2</sub> 規制強化（30%低減）を決定	
8月		*中央公害対策審議会、「水質汚濁防止法排水基準適用業種に弁当製造業等4業種を追加」を答申	
9月		*環境庁、「大気保全の観点から見た地域冷暖房システムの在り方」を公表	
12月		*「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効	

公害・環境関連年表

年	月	主 要 事 項
平成元年	1月	* 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
	3月	* 中央公害対策審議会、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止の基本的な在り方について」を答申 * 中央公害対策審議会、「トリクロロエチレン等を含む廃棄物の最終処分基準等の設定について」を答申 * 水質汚濁防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレンなどを有害物質に追加）と公布
	6月	* 水質汚濁防止法の改正（地下浸透の制限）
	7月	* アルシュ・サミット、地球環境保護宣言
	12月	* 中央公害対策審議会、自動車排出ガス規制に係る新規制基準を答申 * 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（特定粉じん）に石綿を指定）の公布
平成2年	5月	* 環境庁、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に関する暫定指導指針について」を通知
	6月	* 「水質汚濁防止法等の一部を改正する政令」（生活排水対策の推進等）の公布 * 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の公布
	9月	* 「地球環境保全に関する東京会議」の開催
	10月	* 国、地球温暖化防止行動計画を決定
	12月	* 中央公害対策審議会、「有害廃棄物等の越境移動対策の在り方について」を答申 * 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」（石綿を特定粉じん）に指定）の公布
平成3年	1月	* 内閣総理大臣、「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」を策定
	3月	* 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定
	4月	* 「再生資源の利用の促進に関する法律」の制定（10月施行）
	7月	* 中央公害対策審議会、「土壌汚染に係る環境基準の設定について」を答申 * 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正

(注) 本年表は、全国公害研協議会結成の前年（昭和45年）以降の主要事項についてのみ記載したものである。この他、昭和44年以前については(1)など、社会・経済動向との対比については(2)などの年表があるので、それらを参照されたい。

(1) 飯島伸子：公害年表、「資料・近代日本の公害」、新人物往来社、東京、昭和46年。

(2) 寺部本次編：現代公害・環境年史、公害と対策、Vol. 27, No. 11, 26-58 (1991)